

**(1) 各種監査の円滑な実施**

<b>方向性</b>	<p>定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類審査及び現地調査等を通じて、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。</p> <p>監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘・改善事項や意見・要望事項等の監査結果の講評を経て市議会、市長等に提出、公表を行います。</p> <p>事務局は、監査委員によるこれらの監査が円滑に実施できるよう努めます。</p>
<b>取り組み</b>	<p>定期監査として、令和元年度（2019年度）は6つの部及び教育機関について、財務に関する事務の執行状況等の監査を行います。</p> <p>また、随時監査は、財政援助団体等監査、同監査に伴う所管部署に対する監査及び工事監査を行います。</p> <p>住民監査請求が提出された場合は、監査期間の60日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。</p>

**9月末の  
進捗状況  
【〇】**

定期監査は長寿社会部と学校教育部に対して4月から実施し、7月1日に監査委員による講評が行われました。現在は産業文化部及び総合教育部、教育機関の監査を実施中です。

随時監査のうち財政援助団体等監査は、「枚方市土地開発公社」が監査対象に選定されました。また、同監査に伴う所管部署に対する監査として財務部 資産活用課が選定され、いずれも11月から来年2月までの間で実施予定です。現時点で住民監査請求はありません。

**(2) 例月現金出納検査、決算審査及び財政健全化法に基づく審査**

<b>方向性</b>	<p>監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類審査を実施し、その結果を検査当日、監査委員に報告します。</p> <p>決算審査については、市長から監査委員の審査に付された決算書、その他関係諸表等について、事務局として事前に計数の確認や、予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているか等の書類審査を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部局への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。</p> <p>事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。</p>
<b>取り組み</b>	<p>例月現金出納検査については毎月1回、決算審査等については6月から8月の間に実施します。</p>

**9月末の  
進捗状況  
【〇】**

例月現金出納検査については毎月1回実施しました。  
決算審査等は、企業会計については6月21日から、一般会計・特別会計については7月8日からそれぞれ実施し、9月10日に市長へ決算審査意見書を提出しました。併せて、健全化判断比率等審査意見書も提出しました。津田、菅原及び氷室の各財産区会計の決算については現在審査中です。